

転入、転出、転居に伴う

休日臨時窓口の開設

引越しシーズンの3月下旬から4月上旬は、転入・転出や転居の届出が集中して、窓口が大変混み合います。市では、日曜日に臨時の窓口を開設し、住民異動に伴う手続きを受け付けます。なお、取扱い業務は下記記載の業務に限ります。

日時 令和8年3月29日(日)、4月5日(日) いずれも**8:30 ~ 12:00** **場所** 市役所 1階 総合窓口課

持ち物 マイナンバーカード（お持ちの人）・転出証明書（交付されている場合）
本人確認用の官公署発行の写真付証明書（運転免許証・パスポート・在留カード・特別永住者証明書など）

担当課	連絡先	取扱い業務
総合窓口課	TEL551-0110 FAX553-0250	・住民異動届（転入・転出・転居） ※転入する際は、旧住所地の自治体で転出届が必要です ・印鑑登録の手続き・印鑑登録証明書の発行 ・住民票の写し、戸籍謄(抄)本などの発行 ※税関係の証明書は発行できません ・マイナンバーカードの受取り、更新、申請補助（写真撮影）、ロック解除
保険年金課 福祉医療係	TEL551-0316 FAX553-0250	・福祉医療費受給券（乳幼児・子ども医療）の申請書預かり ※子どもの「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「マイナ保険証」のいずれか一点が必要です。なお、受給券は後日郵送します
保険年金課 高齢者医療係	TEL551-0361 FAX553-0250	・後期高齢者医療負担区分等証明書の預かり （後期高齢者医療資格確認書は後日郵送）
子育て支援課 児童・家庭福祉係	TEL551-0114 FAX552-9320	・児童手当の手続き（認定請求書の一部預かりなど） ※児童扶養手当は、当日手続きできません

※必要書類など詳細は事前に各担当課に確認してください。また、他の行政機関に問合せが必要となるものなどは、当日中に手続きができない場合があります

※提出書類に不備などがある場合、平日の開庁時間中に再度来庁していただく場合があります

※マイナンバーカードの受取りのみ予約制です ※4月5日(日)は戸籍の広域交付ができません

※上記以外の手続きは当日取扱いできません

マイナポータルへのアクセスはこちら

（ご利用には別途マイナポータルアプリのダウンロードが必要です）



オススメ！

マイナポータルで転出届を提出

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人で、日本国内で引越しする場合に利用できます。

自身と同一世帯、自身以外の同一世帯員が転出する場合も利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届を提出された後、転入先の市区町村窓口で転入の手続きが必要になります

マイナンバーカードの平日延長および休日窓口

休日窓口 ※マイナンバーカードの受取りのみ予約制

Web 受付 ※電話予約可 (TEL551-0317)

日時 3月29日(日)、4月5日(日) 8:30 ~ 12:00

内容 マイナンバーカードの受取り（予約制）



- ・マイナンバーカードの申請（予約不要）
- ・電子証明書の5年更新（予約不要）
- ・住民票等・印鑑登録証明書・戸籍証明等の窓口取得、印鑑登録（予約不要）

平日延長窓口 ※予約不要

日時 3月12日(木) 17:15 ~ 19:00

内容 上記マイナンバーカード休日開庁日と同様

コンビニ交付のご案内

- ・全国のコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書のほかに、戸籍関係証明書（本籍地が本市の人）、税証明書が取得できます。窓口での証明発行手数料よりも100円お得に！休日や夜間（6:30 ~ 23:00）も利用できます。
- ・市役所 1階総合窓口課前にコンビニなどに設置されているマルチコピー機（証明書交付専用）を設置しています。
※庁舎内マルチコピー機は開庁時間のみ使用可能

☎総合窓口課

TEL551-0110 FAX553-0250



開庁時間変更のお知らせ

令和8年4月20日(月)から

「業務効率化・サービス品質向上に向けた取組」と「働き方改革」の推進を目的として、窓口の準備、片付けを行う時間や業務改善に充てる時間を確保するため、庁舎などの開庁時間を変更します。ご理解とご協力をお願いします。

開庁時間

変更前 8:30～17:15 ▶ **変更後** 9:00～16:45

対象施設

- 栗東市役所
- 栗東市危機管理センター
- 栗東市諸証明サービスコーナー

※栗東市諸証明サービスコーナーの現在の受付時間は、月・水・金曜日の9時から17時までです(祝日および年末年始を除く)

■開庁時間以外の電話受付(24時間対応)

各所属への直通電話は、音声案内のみとなります。緊急の場合は代表電話(553-1234)へおかけください。

本市では、市役所に行かなくてもできる手続きの受付を 随時行っていますので、ぜひ活用ください

コンビニ交付

マイナンバーカードを利用して、以下の証明書[※]などが、窓口交付より100円安く、早朝・夜間・休日でも取得できます。(6時30分から23時まで)

(※)課税(非課税)証明書、所得証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書など

オンライン申請

スマートフォンやパソコンから本市の行政手続きができます。

- 生活** 住民票等交付申請など
- 税金** 税関係証明書交付申請など
- 子育て** 赤ちゃんおむつ用品助成券支給申請など
- 福祉** 要介護・要支援更新認定の申請など

問行政改革に関すること：企画政策課
職員の働き方に関すること：人事課
庁舎管理に関すること：財政課

TEL551-1808 FAX554-1123
TEL551-0117 FAX554-1123
TEL551-0308 FAX554-1123

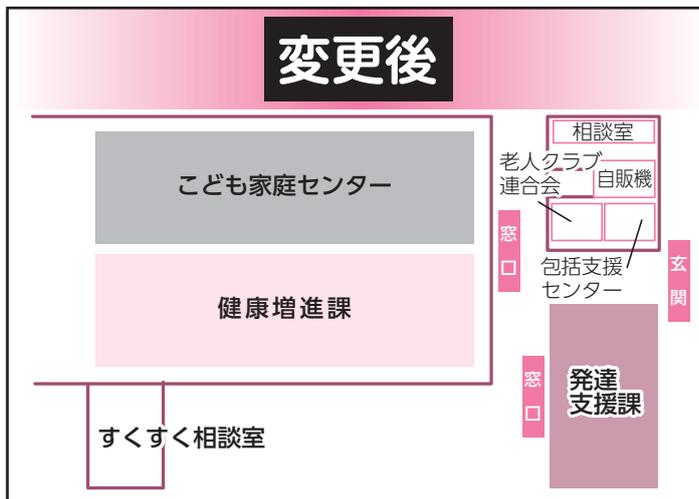
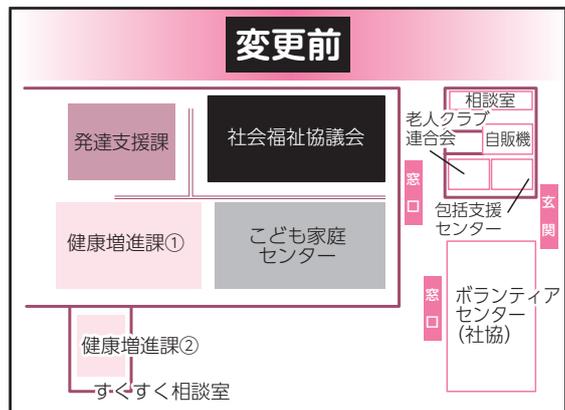


詳細は市ホームページをご覧ください

レイアウト変更のお知らせ

栗東市総合福祉保健センター (なごやかセンター)

社会福祉協議会の移転にともない、図のように事務室レイアウトを3月下旬から順次変更します。



問健康増進課 TEL554-6100 FAX554-6101

多文化共生の

まちづくり



共に生きる

地域社会を

目指して

本市に生活する外国籍住民は1,867人(令和8年1月末現在)で、人口の約27%を占めています。

国籍や文化が違ってても、地域社会で暮らす仲間としてお互いを認めあい、ともに生き生きと暮らせるまちを目指し協力し合っていくことが大切です。

本市でも、栗東国際交流協会と協力しながら、魅力ある多文化共生のまちづくりに向けて、さまざまな取り組みを進めています。

異文化交流を楽しもう!! 11月29日

「英語でJamaica!」を開催

市内の小中学校でALT(外国語指導助手)を務めるハリスさんが、ジャマイカの食べ物やスポーツ、日常生活など豊かな文化について、写真を交えながら簡単な英語を使って紹介されました。休憩中には、ハリスさんがおすすめのブルーマウンテンコーヒーを参加者に振る舞い、香り高いコーヒーを楽しみながら和やかに交流を深めました。

国籍や年齢を問わず、だれでも日本語を学べます

日本語教室 (Japanese class)

原則1対1で学習者に合わせた内容で学習を進めます。

日時 毎月第2・第4土曜日、第3日曜日 10:15 ~ 11:45

場所 コミセン大宝



日本語教室代表 瀬古さん



にほんご
きょうしつ



「日本語を勉強したい」「日本語で会話をしたい」という外国人の皆さんは、気軽にご参加ください。無料で開催しています。一緒に活動して下さるスタッフも募集中です!

市役所の手続きをお手伝いします
Apoiaremos para o serviço público.

ポルトガル語生活相談窓口

Atendimento aos estrangeiros em português

相談時間 Dias disponíveis de consulta

毎週水曜日 13:00 ~ 17:00

Toda quarta-f. 13h00 - 17h00

※4月20日から 13:00 ~ 16:45 に変更

A partir do dia 20 de abril, será: 13h00-16h45



ポルトガル語
生活相談窓口

運営ボランティア募集中!

栗東国際交流協会

国際交流に関心のある人
お待ちしております。

TEL 551-0293



栗東国際交流協会

岡自治振興課 国内・国際交流係 TEL551-0290 FAX551-0432



3月3日は「耳の日」です。耳の健康を意識してみましょう



若い世代もご注意を！

ヘッドホン(イヤホン)難聴

あなたは、日々の生活でヘッドホンやイヤホンを使用する時間がどれくらいあるか意識したことはありますか？スマートフォンやタブレットで動画や音楽を楽しむ際、長時間使用する人も多いのではないのでしょうか。しかし、これが原因でヘッドホン(イヤホン)難聴になることがあります。

ヘッドホン(イヤホン)難聴は、大音量で音楽などを長時間聞き続けることで、耳の中にある細胞が少しずつ壊れて起こる難聴です。スマートフォンの普及と利用頻度の増加により、特に若い世代でリスクが高いと言われています。ある日突然聞こえにくくなるわけではなく、この難聴は少しずつ進行するため、自分では気づきにくいことが特徴で、重症化すると回復が難しいです。

ヘッドホン(イヤホン)難聴にならないためには、予防がとても大切です。

ヘッドホン(イヤホン)難聴の予防方法

ヘッドホンやイヤホンを使用するときは、次のことを意識しましょう。

- 1時間に10分程度は休憩しましょう。
- 音量を上げすぎないようにしましょう。

音量の目安はまわりの会話が聞き取れる程度です。ノイズキャンセリング(周囲の騒音をカットする)機能付きのヘッドホンやイヤホンを使用する・音量を確認できるアプリなどを利用するなど、音量を上げすぎない工夫をしてみましょう。



目の健康は、日頃の意識で守ることができます。
目の日をきっかけに、ヘッドホンやイヤホンの使い方を
振り返ってみてはいかがでしょうか。

圏健康増進課

TEL554-6100 FAX554-6101

消費生活アドバイス

購入した商品が偽物?!
フリマサービスのトラブルに注意!

事例

フリマアプリで有名メーカーのギターを購入したが、シリアルナンバーが見当たらず、正規品ではないかもしれない。出品者に確認したら「はっきり正規品とは言っていない」とあいまいな回答が返ってきた。どうしたらよいか。

助言

多くのフリマサービスの利用規約では、トラブルが発生した場合、その解決は当事者間(個人間)で図ることが求められています。利用にあたって、購入者は「商品についての疑問点を事前に出品者に質問して解消する」など、トラブルの未然防止を心がけるとともに、利用規約やフリマサービス運営事業者への問合せ方法についても事前によく確認しましょう。当事者間の話し合いで解決しない場合は、フリマサービス運営事業者に問合せをして事情を伝え、鑑定サービス・補償制度の利用や調査などの協力が得られないか確認してみましょう。

圏自治振興課 消費生活相談窓口(平日のみ)

TEL551-0115 FAX 551-0432

9:15~12:00、13:00~16:00

圏滋賀県消費生活センター(平日のみ)

TEL0749-23-0999 9:15~16:00

圏消費者ホットライン(土日祝も相談できます)

TEL188

※いずれも相談は無料

令和7年

栗東市内の刑法犯認知件数

令和7年中における栗東市内の刑法犯の認知件数は、総数331件(前年比+67件)で、県内各市町と比較すると9番目に多く、人口1万人あたりに換算した場合の犯罪件数は48件で、県内19市町中18番目でした。

罪種別の内訳

- 殺人、強盗、不同意性交などの凶悪犯の合計3件(前年比-7件)
- 暴行、傷害、恐喝などの粗暴犯の合計23件(前年比-3件)
- 空き巣、車上ねらい、万引き、自転車盗などの窃盗犯の合計213件(前年比+38件)
- 特殊詐欺を含む詐欺や横領などの知能犯の合計39件(前年比+12件)
- 不同意わいせつ、性的姿態撮影等処罰法などの風俗犯の合計8件(前年比+4件)
- 住居侵入、器物損壊などのその他の刑法犯の合計45件(前年比+23件)

犯罪に遭わないために最新の情報収集に努め、常に防犯意識をもって行動しましょう。

身内や近所へ注意を呼びかけ、もし、被害に遭った、不審な電話を受けた、不審な人物を見かけたときは、警察への通報をお願いします。

「安心して暮らせるまち・安全なまち栗東市」となるよう、皆様のご協力をお願い致します。

圏危機管理課 TEL551-0109 FAX518-9833

令和6年度人権啓発作品

佳作 **なくしたい 社会にひそむ あたりまえ**